

目 次

ページ

議案甲第41号	多久市課設置条例等の一部を改正する条例……………	1
議案甲第42号	多久市職員給与条例等の一部を改正する条例……………	4
議案甲第43号	多久市公民館施設使用条例の一部を改正する条例……	21
議案甲第44号	多久市体育施設条例の一部を改正する条例……………	24
議案甲第45号	くど造り民家森家・川打家住宅設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例……………	31
議案甲第46号	多久市社会福祉会館条例の一部を改正する条例……………	33
議案甲第47号	多久市ワーキングサポートセンター条例の一部を 改正する条例……………	35
議案甲第48号	多久市まちづくり交流センター条例の一部を改正する 条例……………	37
議案甲第49号	多久市納所交流センター設置条例の一部を改正する 条例……………	40
議案甲第50号	多久市西溪公園寒鶯亭設置条例の一部を改正する 条例……………	42
議案甲第51号	財産の処分について……………	44

議案甲第 5 2 号	多久市ワーキングサポートセンターの指定管理者の 指定について……………	4 6
議案乙第 3 5 号	専決処分の承認について（令和 5 年度多久市一般 会計補正予算（第 5 号））……………	4 7
議案乙第 3 6 号	令和 5 年度多久市一般会計補正予算（第 6 号）……………	別冊
議案乙第 3 7 号	令和 5 年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正 予算（第 1 号）……………	別冊
議案乙第 3 8 号	令和 5 年度多久市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第 1 号）……………	別冊
議案乙第 3 9 号	令和 5 年度多久市宅地造成事業特別会計補正予算 （第 1 号）……………	別冊
議案乙第 4 0 号	令和 5 年度多久市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第 2 号）……………	別冊
議案乙第 4 1 号	令和 5 年度多久市病院事業会計補正予算（第 1 号）…	別冊
議案乙第 4 2 号	令和 5 年度多久市下水道事業会計補正予算 （第 3 号）……………	別冊

議案甲第41号

多久市課設置条例等の一部を改正する条例

(多久市課設置条例の一部改正)

第1条 多久市課設置条例(平成22年多久市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「情報課」を「情報政策課」に改め、同条第7号中「市民生活課」を「市民課」に改め、同条第15号を削り、同条第14号中「建設課」を「都市建設課」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号中「地域包括支援課」を「高齢・障害者支援課」に改め、同号を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 環境課

第2条第3号中「情報課」を「情報政策課」に改め、同条第7号中「市民生活課」を「市民課」に改め、同号オ及びカを削り、同条第15号を削り、同条第14号中「建設課」を「都市建設課」に改め、同号を第15号とし、同号に次のように加える。

ウ 都市計画に関すること。

第2条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号を第10号とし、同号を次のように改める。

(10) 高齢・障害者支援課

ア 高齢者福祉に関すること。

イ 障害者福祉に関すること。

ウ 地域包括支援及び介護保険に関すること。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 環境課

ア 環境政策に関すること。

イ 空き家及び空き地に関すること。

ウ 上下水道に関すること。

(多久市高齢者福祉計画策定委員会条例の一部改正)

第2条 多久市高齢者福祉計画策定委員会条例（平成26年多久市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「地域包括支援課」を「高齢・障害者支援課」に改める。

(多久市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会条例の一部改正)

第3条 多久市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会条例（平成26年多久市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉課」を「高齢・障害者支援課」に改める。

(多久市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部改正)

第4条 多久市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成15年多久市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号中「市民生活課」を「環境課」に改める。

(多久市都市計画審議会条例の一部改正)

第5条 多久市都市計画審議会条例（昭和46年多久市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第9条中「都市計画課」を「都市建設課」に改める。

(多久市下水道推進委員会条例の一部改正)

第6条 多久市下水道推進委員会条例(平成12年多久市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条中「都市計画課」を「環境課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(多久市議会委員会条例の一部改正)

2 多久市議会委員会条例(平成3年多久市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「情報課」を「情報政策課」に、同項第2号中「市民生活課」を「市民課、環境課」に、「地域包括支援課」を「高齢・障害者支援課」に、「建設課、都市計画課」を「都市建設課」に改める。

上記の議案を提出する。

令和5年12月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

組織の見直しに伴い課の新設及び廃止を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第42号

多久市職員給与条例等の一部を改正する条例

(多久市職員給与条例の一部改正)

第1条 多久市職員給与条例（昭和29年多久市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	209,300	241,800	272,600	296,900	326,300	369,900
	2	163,300	210,900	243,200	274,200	298,900	328,500	372,600
	3	164,500	212,400	244,600	275,700	301,100	330,800	375,000
	4	165,600	213,900	246,000	277,300	303,100	332,900	377,500
	5	166,700	215,400	247,200	278,800	305,000	334,900	379,500
	6	167,900	217,100	248,900	280,400	307,300	336,900	382,000
	7	169,000	218,800	250,300	282,200	309,600	338,900	384,400
	8	170,100	220,400	251,700	284,000	311,600	340,900	386,900
	9	171,100	222,000	252,700	285,800	313,300	342,900	389,100
	10	172,500	223,600	254,100	287,800	315,600	344,900	391,800
	11	173,900	225,100	255,500	289,800	317,800	347,100	394,400
	12	175,200	226,500	256,800	291,800	319,900	349,100	397,100
	13	176,400	227,600	258,000	293,700	322,000	351,100	399,300
	14	177,900	229,000	259,300	295,700	324,000	353,200	401,700
	15	179,500	230,400	260,400	297,700	326,000	355,100	403,900
	16	181,100	231,800	261,500	299,700	327,900	357,000	406,200
17	182,200	233,200	262,800	301,300	329,900	358,900	408,100	

18	183,600	234,800	264,400	303,300	332,000	360,900	410,000
19	185,100	236,300	265,700	305,300	334,000	362,700	411,900
20	186,500	237,700	267,100	307,200	336,000	364,600	413,800
21	187,800	238,900	268,300	309,100	337,900	366,500	415,600
22	190,200	240,400	269,800	311,000	340,000	368,400	417,400
23	192,400	241,800	271,400	312,900	342,000	370,300	419,200
24	194,700	243,200	273,000	314,800	343,900	372,300	421,100
25	196,900	244,200	274,600	316,600	345,400	374,100	422,600
26	198,600	245,600	276,500	318,700	347,400	376,000	424,100
27	200,300	247,000	278,200	320,700	349,300	378,000	425,700
28	201,900	248,100	280,000	322,700	351,200	379,900	427,200
29	203,300	249,200	281,700	324,700	352,800	381,400	428,800
30	204,900	250,100	283,400	326,700	354,700	383,300	430,100
31	206,400	251,000	285,100	328,700	356,500	385,100	431,400
32	207,900	251,900	286,800	330,800	358,400	386,600	432,700
33	209,300	252,800	288,400	332,100	360,100	388,300	433,900
34	210,600	253,700	290,200	334,100	361,900	389,800	435,200
35	211,800	254,600	292,000	336,100	363,700	391,200	436,500
36	213,000	255,400	293,700	338,100	365,400	392,600	437,800
37	214,200	256,200	295,200	339,900	366,800	393,900	439,000
38	215,400	257,500	296,900	341,900	368,200	395,200	439,800
39	216,500	258,700	298,500	343,900	369,500	396,400	440,600
40	217,600	259,800	300,100	345,800	370,800	397,500	441,400
41	218,700	260,900	301,800	347,500	372,000	398,600	442,000
42	219,700	262,200	303,400	349,400	372,900	399,800	442,700
43	220,700	263,500	305,100	351,300	374,000	401,100	443,400
44	221,700	264,700	306,600	353,100	375,100	402,200	444,200
45	222,700	265,900	308,400	354,600	375,800	402,900	445,000
46	223,600	267,200	310,000	356,000	376,700	403,600	445,800
47	224,500	268,500	311,600	357,500	377,600	404,300	446,200
48	225,300	269,700	313,200	359,000	378,600	405,000	446,900
49	226,100	270,800	314,200	360,500	379,500	405,600	447,400
50	227,000	271,900	315,700	361,300	380,300	406,200	447,800
51	227,900	273,000	317,200	362,400	381,100	406,800	448,200
52	228,800	274,100	318,900	363,400	381,900	407,200	448,600
53	229,500	275,200	320,400	364,300	382,600	407,600	449,000
54	230,400	276,300	322,000	365,400	383,300	407,900	449,400
55	231,200	277,400	323,600	366,300	384,000	408,200	449,800
56	231,900	278,500	325,100	367,500	384,800	408,500	450,200
57	232,300	279,500	326,400	368,400	385,300	408,800	450,500
58	233,100	280,500	327,600	369,100	385,800	409,100	450,900
59	233,800	281,500	328,800	369,800	386,400	409,400	451,200
60	234,400	282,500	329,900	370,500	387,100	409,700	451,500
61	234,900	283,500	330,600	370,900	387,500	410,000	451,800
62	235,600	284,600	331,500	371,500	388,200	410,300	
63	236,100	285,500	332,300	372,200	388,800	410,600	
64	236,600	286,400	333,100	373,000	389,400	410,900	
65	237,100	287,000	334,000	373,300	389,900	411,200	

66	237,700	287,700	334,400	374,000	390,500	411,500
67	238,300	288,400	335,000	374,700	391,100	411,800
68	238,900	289,300	335,800	375,400	391,700	412,100
69	239,300	290,300	336,600	375,700	392,100	412,300
70	239,800	291,100	337,300	376,300	392,600	412,600
71	240,300	291,900	338,000	377,000	393,100	413,000
72	240,800	292,700	338,700	377,600	393,700	413,300
73	241,200	293,300	339,200	377,900	394,000	413,500
74	241,800	293,800	339,900	378,600	394,400	413,800
75	242,400	294,200	340,400	379,300	394,800	414,100
76	243,000	294,600	341,000	379,900	395,300	414,300
77	243,600	294,800	341,300	380,300	395,600	414,500
78	244,300	295,200	341,800	380,800	395,900	
79	245,000	295,400	342,200	381,400	396,200	
80	245,600	295,700	342,700	381,900	396,500	
81	246,100	295,900	343,100	382,400	396,700	
82	246,700	296,100	343,600	383,000	397,000	
83	247,300	296,500	344,100	383,500	397,300	
84	247,900	296,800	344,600	383,800	397,500	
85	248,500	297,100	344,900	384,300	397,700	
86	249,000	297,400	345,400	384,800	398,000	
87	249,500	297,700	345,900	385,200	398,300	
88	250,100	298,100	346,300	385,500	398,500	
89	250,600	298,400	346,600	385,900	398,700	
90	251,200	298,800	347,000	386,400	399,000	
91	251,700	299,100	347,500	386,800	399,300	
92	252,100	299,500	347,900	387,200	399,500	
93	252,400	299,700	348,100	387,500	399,700	
94		299,900	348,500	388,000		
95		300,300	349,000	388,400		
96		300,700	349,400	388,800		
97		300,900	349,600	389,100		
98		301,200	350,000	389,700		
99		301,600	350,400	390,100		
100		302,000	350,800	390,500		
101		302,200	351,100	390,800		
102		302,500	351,500			
103		302,900	351,900			
104		303,200	352,300			
105		303,400	352,800			
106		303,700	353,200			
107		304,100	353,600			
108		304,400	354,000			
109		304,600	354,500			
110		305,000	354,900			
111		305,400	355,200			
112		305,700	355,500			
113		305,900	356,000			

	114		306,200					
	115		306,500					
	116		306,900					
	117		307,100					
	118		307,300					
	119		307,600					
	120		307,900					
	121		308,300					
	122		308,500					
	123		308,800					
	124		309,100					
	125		309,400					
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 準 給料月額						
		188,700	216,200	259,600	279,300	294,700	319,900	362,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外 の 職員		円	円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900
	16	313,600	388,800	441,000	506,400	598,800
	17	317,200	391,800	443,000	508,300	600,000
	18	320,700	394,400	445,200	510,300	601,000
19	324,200	396,800	447,400	512,300	602,000	

20	327,700	399,300	449,500	514,100	603,000
21	331,300	401,900	450,900	515,900	604,000
22	335,000	403,900	453,300	517,700	
23	338,400	405,500	455,600	519,500	
24	341,700	407,100	457,800	521,300	
25	345,000	408,800	459,800	522,900	
26	347,500	411,000	462,100	524,700	
27	350,000	413,100	464,300	526,500	
28	352,300	415,100	466,600	528,300	
29	354,400	417,200	468,700	529,900	
30	356,100	419,300	470,900	531,700	
31	357,800	420,900	473,200	533,500	
32	359,600	422,600	475,300	535,300	
33	361,500	424,500	477,100	536,900	
34	363,700	426,000	479,200	538,700	
35	365,800	427,800	481,300	540,400	
36	367,800	429,600	483,300	542,100	
37	369,700	431,500	485,400	543,700	
38	371,900	433,500	487,100	545,300	
39	374,000	435,300	488,900	546,700	
40	376,000	437,200	490,700	548,300	
41	378,000	439,000	492,300	549,800	
42	378,700	440,700	494,100	551,200	
43	379,300	442,400	495,900	552,600	
44	380,000	444,200	497,500	553,900	
45	380,900	446,000	498,900	555,100	
46	382,200	447,800	500,600	556,100	
47	383,500	449,500	502,400	557,100	
48	384,800	451,200	504,100	558,100	
49	385,600	452,800	505,600	559,100	
50	386,400	454,500	506,900	560,000	
51	387,200	456,200	508,200	560,900	
52	387,700	457,900	509,500	561,800	
53	388,500	459,800	510,500	562,600	
54	389,300	461,000	511,800	563,500	
55	390,000	462,200	513,100	564,400	
56	390,700	463,400	514,400	565,300	
57	391,400	464,400	515,400	566,200	
58	392,300	465,400	516,200	567,100	
59	393,000	466,300	517,000	568,000	
60	393,600	467,100	517,800	568,700	
61	394,100	467,900	518,700	569,600	
62	394,600	468,600	519,500	570,500	
63	395,000	469,300	520,400	571,400	
64	395,400	469,900	521,200	572,300	
65	395,700	470,600	522,100	573,200	
66		471,300	523,000		
67		471,900	523,700		
68		472,500	524,600		

	69		472,800	525,500		
	70		473,400	526,300		
	71		474,100	527,200		
	72		474,800	528,100		
	73		475,200	528,900		
	74		475,800	529,800		
	75		476,500	530,700		
	76		477,200	531,400		
	77		477,600	532,200		
	78		478,200	533,100		
	79		478,800	534,000		
	80		479,300	534,900		
	81		479,900	535,700		
	82		480,400	536,600		
	83		480,900	537,500		
	84		481,400	538,400		
	85		481,800	539,200		
	86		482,400	540,100		
	87		482,800	541,000		
	88		483,300	541,900		
	89		483,800	542,700		
	90		484,400			
	91		485,000			
	92		485,400			
	93		485,900			
	94		486,500			
	95		487,100			
	96		487,600			
	97		488,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		297,300	339,700	394,300	467,400	567,400

備考 この表は、医師の職にある職員に適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前再任用		円	円	円	円	円	円	円
	1	167,400	203,700	237,500	259,700	288,200	334,400	375,900
	2	168,900	205,400	238,700	261,000	290,000	336,400	378,600

短時間勤務職員以外の職員	3	170,300	207,000	239,900	262,100	292,100	338,400	381,300
	4	171,700	208,600	241,100	263,200	294,300	340,400	384,000
	5	173,000	210,100	242,100	264,000	296,200	342,300	386,300
	6	174,900	211,700	243,200	265,300	298,000	344,300	389,100
	7	176,600	213,000	244,300	266,400	300,100	346,400	391,700
	8	178,200	214,300	245,400	267,700	302,200	348,500	394,500
	9	179,900	215,500	246,300	268,600	304,200	350,500	396,600
	10	181,600	216,900	247,400	269,600	306,100	352,700	398,900
	11	183,200	218,200	248,600	270,300	308,200	354,700	401,200
	12	185,200	219,600	249,900	271,000	310,300	356,700	403,400
	13	186,600	221,000	251,100	271,900	312,200	358,400	405,500
	14	188,400	222,400	252,300	273,000	314,200	360,400	407,600
	15	190,500	223,800	253,500	274,100	316,200	362,300	409,600
	16	192,300	225,300	254,600	275,100	318,200	364,300	411,700
	17	194,200	226,700	255,400	276,100	320,100	366,100	413,600
	18	195,500	227,900	256,500	277,600	322,000	368,100	415,600
	19	197,000	229,300	257,500	279,100	323,900	370,100	417,500
	20	198,400	230,600	258,700	280,900	325,800	372,100	419,700
	21	199,700	231,600	259,800	282,500	327,700	373,800	421,500
	22	201,200	232,800	260,700	284,200	329,600	375,800	423,100
	23	202,700	233,900	261,500	285,900	331,600	377,800	424,800
	24	204,200	234,900	262,300	287,800	333,500	379,900	426,300
	25	205,900	235,900	263,100	289,400	335,500	381,300	427,800
	26	207,200	237,100	264,300	291,100	337,400	383,100	429,100
	27	208,400	238,300	265,300	292,800	339,300	385,000	430,400
	28	209,500	239,400	266,300	294,600	341,200	386,600	431,800
	29	210,600	240,300	267,400	296,300	342,600	388,300	433,100
	30	211,700	241,500	268,800	298,200	344,400	389,800	434,300
	31	212,700	242,900	270,200	299,900	346,200	391,400	435,500
	32	213,700	244,100	271,800	301,600	348,000	392,900	436,600
	33	215,000	245,000	273,000	303,200	349,600	394,100	437,900
	34	216,300	246,200	274,700	304,900	351,400	395,500	439,100
	35	217,500	247,200	276,400	306,500	353,300	396,800	440,300
	36	218,700	248,400	278,100	308,100	355,100	398,000	441,500
	37	219,600	249,500	279,400	309,600	356,600	399,100	442,800
	38	220,600	250,600	281,100	311,200	358,400	400,300	443,700
	39	221,500	251,700	282,600	313,000	360,000	401,500	444,100
	40	222,400	252,600	284,100	314,500	361,600	402,600	444,800
	41	223,300	253,400	285,600	316,200	362,900	403,400	445,300
	42	224,100	254,300	287,300	317,800	364,000	404,200	445,700
	43	224,900	255,200	288,900	319,400	365,200	405,000	446,100
	44	225,700	256,100	290,400	321,000	366,400	405,800	446,500
	45	226,600	256,800	291,900	322,000	367,400	406,200	446,900
	46	227,500	258,100	293,500	323,500	368,300	406,900	447,300
	47	228,300	259,300	295,000	325,000	369,300	407,400	447,700
	48	229,100	260,500	296,500	326,500	370,400	407,800	448,000
	49	229,800	261,700	297,800	327,900	371,400	408,200	448,300
	50	230,700	263,000	299,300	329,300	372,400	408,500	448,700

51	231,600	264,300	300,800	330,500	373,500	408,800	449,000
52	232,300	265,600	302,300	331,600	374,500	409,100	449,400
53	232,600	266,600	303,800	332,600	375,300	409,400	449,700
54	233,400	267,800	305,200	333,600	376,100	409,700	
55	234,000	269,000	306,600	334,600	377,000	410,000	
56	234,700	270,400	308,000	335,600	377,900	410,300	
57	235,200	271,300	309,100	336,100	378,400	410,600	
58	235,800	272,500	310,300	337,000	379,300	410,900	
59	236,300	273,700	311,500	337,800	380,100	411,200	
60	236,800	274,900	313,000	338,600	380,900	411,600	
61	237,300	275,800	314,200	339,400	381,300	411,800	
62	237,900	276,900	315,400	339,800	382,000	412,200	
63	238,500	278,000	316,600	340,300	382,700	412,500	
64	239,100	279,100	317,900	341,000	383,400	412,800	
65	239,500	280,100	319,100	341,600	383,800	413,000	
66	240,100	281,100	319,900	342,300	384,500		
67	240,600	282,100	320,600	343,000	385,200		
68	241,100	283,100	321,300	343,700	385,700		
69	241,500	284,100	321,900	344,400	386,100		
70	242,200	285,200	322,600	344,900	386,600		
71	242,800	286,300	323,400	345,600	387,100		
72	243,400	287,300	324,000	346,200	387,600		
73	243,900	288,000	324,600	346,500	388,200		
74	244,500	288,500	324,800	347,100	388,700		
75	245,100	289,000	325,300	347,600	389,300		
76	245,900	289,900	325,900	348,200	390,000		
77	246,300	290,600	326,500	348,700	390,500		
78	246,800	291,200	327,000	349,200	391,000		
79	247,300	291,800	327,500	349,700	391,500		
80	247,700	292,300	328,000	350,100	392,000		
81	248,000	292,700	328,700	350,400	392,300		
82	248,400	293,200	329,200	350,800	392,800		
83	248,800	293,600	329,600	351,200	393,200		
84	249,100	294,000	330,100	351,500	393,600		
85	249,300	294,200	330,600	352,000	394,000		
86		294,400	331,000	352,300			
87		294,700	331,200	352,600			
88		294,900	331,600	352,900			
89		295,300	332,000	353,300			
90		295,500	332,400	353,600			
91		295,700	332,800	354,000			
92		295,900	333,200	354,300			
93		296,300	333,500	354,700			
94		296,500	333,700	355,000			
95		296,700	334,200	355,300			
96		297,000	334,500	355,600			
97		297,400	334,700	355,900			
98		297,700	335,000	356,400			

	99		297,900	335,300	356,800			
	100		298,200	335,600	357,200			
	101		298,500	335,800	357,700			
	102		298,700	336,100	358,100			
	103		298,900	336,500	358,500			
	104		299,200	336,700	358,900			
	105		299,500	336,900	359,400			
	106			337,100				
	107			337,500				
	108			337,700				
	109			337,900				
	110			338,300				
	111			338,700				
	112			339,100				
	113			339,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		189,700	216,300	247,700	261,300	287,000	328,400	369,700

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士及び栄養士の職にある職員に適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	

16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200

64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	

112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	
122	297,400	328,200	362,300	
123	297,700	328,500	362,800	
124	298,100	328,800	363,300	
125	298,300	329,000	363,600	
126	298,500	329,300		
127	298,800	329,700		
128	299,200	329,900		
129	299,400	330,100		
130	299,700	330,300		
131	300,100	330,700		
132	300,500	330,900		
133	300,700	331,200		
134	301,000	331,600		
135	301,400	332,000		
136	301,700	332,400		
137	301,900	332,700		
138	302,200	333,100		
139	302,600	333,500		
140	302,900	333,900		
141	303,100	334,200		
142	303,500	334,600		
143	303,900	334,900		
144	304,200	335,300		
145	304,400	335,600		
146	304,600	336,000		
147	304,900	336,400		
148	305,300	336,800		
149	305,500	337,100		
150	305,700	337,500		
151	306,000	337,900		
152	306,300	338,300		
153	306,700	338,600		
154	306,900			
155	307,100			
156	307,400			
157	307,700			
158	308,000			
159	308,300			

	160	308,600				
	161	309,000				
	162	309,300				
	163	309,600				
	164	309,900				
	165	310,300				
	166	310,600				
	167	310,900				
	168	311,200				
	169	311,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師の職にある職員に適用する。

第2条 多久市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

第3条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和33年多久市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部を次のよう

に改正する。

第7条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(市長及び副市長の諸給与条例の一部改正)

第5条 市長及び副市長の諸給与条例（昭和29年多久市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 市長及び副市長の諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第7条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例（昭和29年多久市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第8条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第9条 多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年多久市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第10条 多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（多久市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第4までの改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項第1号及び第2号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の市長及び副市長の諸給与条例（以下「改正後の市長副市長諸給与条例」という。）の規定、第7条の規定による改正後の多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長諸給与条例」という。）の規定及び第9条の規定による改正後の多久市一般職の任期付職員の採用及

び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和５年１２月１日から適用する。

（適用日前の異動者の号給の調整）

第２条 令和５年４月１日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与等の内払）

第３条 第１条の規定による改正後の給与条例（以下この条において「改正後の給与条例」という。）、改正後の議員報酬条例、改正後の市長副市長諸給与条例、改正後の教育長諸給与条例又は改正後の任期付職員条例を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例、第３条の規定による改正前の多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例、第５条の規定による改正前の市長及び副市長の諸給与条例、第７条の規定による改正前の多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例又は第９条の規定による改正前の多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長副市長諸給与条例、改正後の教育長諸給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与等の内払とみなす。

上記の議案を提出する。

令和５年１２月４日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

佐賀県人事委員会勧告等に伴い職員の給与等を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 4 3 号

多久市公民館施設使用条例の一部を改正する条例

多久市公民館施設使用条例（昭和 5 5 年多久市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（地区公民館の使用料に関する特例）

第 5 条の 2 前条第 1 項の規定にかかわらず、高齢者（6 5 歳以上の者をいう。）が健康と福祉の増進及び教養の向上のために憩いの間を利用するときは、使用料は、無料とする。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

（中央公民館）

区分	使用料（1 時間につき）
ホール	2, 0 2 0 円
研修室 1	1 4 0 円
研修室 2	1 4 0 円
和室東	3 2 0 円
和室西	3 2 0 円
調理実習室	4 4 0 円
視聴覚室	6 4 0 円
ラウンジ	1 0 0 円
備考	
1	使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。
2	使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
3	使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とする。

4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

(地区公民館)

区分	使用料(1時間につき)
大広間	600円
研修室	120円
憩いの間	100円
調理実習室	140円

備考

- 1 大広間に仕切りを設けて使用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 2 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。
- 3 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
- 4 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 5 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(多久市高齢者憩の家条例の廃止)

- 2 多久市高齢者憩の家条例(平成15年多久市条例第8号)は、廃止する。

上記の議案を提出する。

令和5年12月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 4 4 号

多久市体育施設条例の一部を改正する条例

多久市体育施設条例（平成 2 8 年多久市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中 「東部照明施設 | 多久市東多久町大字別府 3 1 7 0 番地 1
西溪照明施設 | 多久市多久町 1 7 8 9 番地 4 」

を削る。

第 6 条の表中 「東部照明施設 | 日没から午後 9 時 3 0 分まで | |
西溪照明施設 | | | 」

を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

1 多久市陸上競技場

区分	使用料（1 時間につき）
全面	8 2 0 円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とする。	
4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。	

2 多久市庭球場

区分	使用料（1 時間につき）
1 コートにつき	1 2 0 円
備考	

1	使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。
2	使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
3	使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
4	使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

3 多久市アーチェリー場

区分	使用料（1時間につき）
個人使用	200円
備考	
1	使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。
2	使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
3	使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
4	使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

4 多久市野球場

区分	使用料（1時間につき）
全面	940円
備考	
1	使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。
2	使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
3	使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
4	使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

5 運動広場

東多久運動広場、納所運動広場、東部ふれあい運動広場、南多久運動広場、緑が丘運動広場

区分	使用料（1時間につき）
全面	160円

備考

- 1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
- 3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

西多久多目的運動広場

区分		使用料（1時間につき）
人工芝グラウンド	全面	1,600円
	半面	800円
レクリエーション広場		100円
相撲場		100円

備考

- 1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
- 3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

北多久運動広場

区分	使用料（1時間につき）
全面	480円
半面	240円

備考

- 1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。
- 2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
- 3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
- 4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

6 体育館

多久市体育センター

区分		使用料
占有使用（1時間につき）	全面	580円
	片面	290円
個人使用（3時間につき）		50円
シャワー室（1人1回）		100円
備考		
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。		
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。		
3 使用時間の算定については、占有使用は、1時間に満たない場合は1時間、個人使用は、3時間に満たない場合は3時間とする。		
4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。		

東多久社会体育館、納所社会体育館、西多久社会体育館

区分	使用料（1時間につき）
全面	190円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。	

南多久社会体育館、北多久社会体育館、緑が丘社会体育館

区分	使用料（1時間につき）
全面	580円
片面	290円
ミーティングルーム	200円

備考
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。
4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。

7 多久市緑が丘弓道場

区分				使用料（1時間につき）
占用使用	一般	近的	全面	1,640円
			片面	820円
		遠的	全面	980円
			片面	490円
	高校生以下の者	近的	全面	800円
			片面	400円
		遠的	全面	480円
			片面	240円
個人使用	一般	近的・遠的共通	110円	
	高校生以下の者	近的・遠的共通	50円	
ミーティング グループ	1室利用 130円			

備考
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(使用料の額に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の多久市体育施設条例別表の1 多久市陸上競技場、
4 多久市野球場、5 運動広場 西多久多目的運動広場の使用料の規定の適用については、令和6年度の使用料の額に限り、次の表の左欄に掲げる区分中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1 多久市陸上競技場

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
全面	820円	560円

4 多久市野球場

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
全面	940円	600円

5 運動広場

西多久多目的運動広場

区分		読み替えられる字句	読み替える字句
人工芝グラウンド	全面	1,600円	1,120円
	半面	800円	560円

- 3 この条例による改正後の多久市体育施設条例別表の1 多久市陸上競技場、
4 多久市野球場、5 運動広場 西多久多目的運動広場の使用料規定の適用については、令和7年度の使用料の額に限り、次の表の左欄に掲げる区分中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

1 多久市陸上競技場

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
全面	820円	680円

4 多久市野球場

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
全面	940円	760円

5 運動広場

西多久多目的運動広場

区分		読み替えられる字句	読み替える字句
人工芝グラウンド	全面	1,600円	1,360円
	半面	800円	680円

上記の議案を提出する。

令和5年12月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 4 5 号

くど造り民家森家・川打家住宅設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

くど造り民家森家・川打家住宅設置及び管理に関する条例（平成 1 2 年多久
市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

区分	使用料（1 時間につき）
くど造り民家	3 0 0 円
備考	
1 くど造り民家のうち森家住宅又は川打家住宅のいずれかを使用する場合の使用料は、この表に定める額の 2 分の 1 の額とする。	
2 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
3 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
4 使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とする。	
5 市外に所在する団体の使用料は、この表により算出した額の 2 倍の額とする。	
6 使用料は、原則として使用の開始までに納付しなければならない。	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 4 日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第46号

多久市社会福社会館条例の一部を改正する条例

多久市社会福社会館条例（平成17年多久市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第7条第1項第2号ア中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加える。

第10条中「第4条第3号に該当する使用者」を「第8条第1項による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改める。

第14条を第15条とする。

第13条中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第14条とする。

第12条第3項中「還付」を「減免又は還付」に改め、同条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第12条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第13条関係）

区分	使用料（1時間につき）
会議研修室	300円
研修室1	300円
研修室2	140円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

(提案理由)

公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第47号

多久市ワーキングサポートセンター条例の一部を改正する条例

多久市ワーキングサポートセンター条例（平成28年多久市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条、第10条、第20条関係）

区分	使用料（1時間につき）
コワーキングスペース	260円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含む額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
4 開館時間以外及び休館日の使用の場合並びに使用の許可を受けた時間を超えて使用する場合は、規則で定める。	

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条、第10条、第20条関係）

区分	使用料（1月につき）
店舗スペース	12,320円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含む額とする。	
2 使用期間が1月に満たない場合は、日割り計算による。	
3 許可使用者が使用した光熱水費その他必要な経費等については、実費相当額を別途徴収する。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日より施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年12月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 48 号

多久市まちづくり交流センター条例の一部を改正する条例

多久市まちづくり交流センター条例（平成 26 年多久市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条、第 10 条、第 20 条関係）

区分	使用料（1 時間につき）
会議室 A	2 4 0 円
会議室 B	4 4 0 円
スポーツコーナー	2 2 0 円
ふれあいコーナー	1, 5 8 0 円
キッズコーナー	8 0 0 円
備考	
1 使用料は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とする。	
4 開館時間以外及び休館日の使用の場合並びに使用の許可を受けた時間を超えて使用する場合は、規則で定める。	
5 付属設備の使用料は、規則で定める。	
6 許可使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。	
7 許可使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表により算出した額の 2 倍の額とする。	

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条、第 10 条、第 20 条関係）

区分	1平方メートルの使用料（1月につき）
店舗スペース	2,200円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用期間が1月に満たない場合は、日割り計算による。ただし、日割り計算の算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	
3 許可使用者が使用した光熱水費、その他必要な経費等については、実費相当額を別途徴収する。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（使用料の額に係る経過措置）

- 2 この条例による改正後の多久市まちづくり交流センター条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定の適用については、令和6年度の使用料に限り、次の表の左欄に掲げる区分中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
ふれあいコーナー	1,580円	1,380円

- 3 新条例別表第1の規定の適用については、令和7年度の使用料に限り、次の表の左欄に掲げる区分中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える区分	読み替えられる字句	読み替える字句
ふれあいコーナー	1,580円	1,480円

上記の議案を提出する。

令和5年12月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 4 9 号

多久市納所交流センター設置条例の一部を改正する条例

多久市納所交流センター設置条例（平成 2 6 年多久市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条、第 1 0 条、第 2 0 条関係）

区分	使用料（1 時間につき）
会議室（大）	2 2 0 円
会議室（中）	1 8 0 円
会議室（小）	1 0 0 円
調理実習室	2 6 0 円
多目的室	2 4 0 円
工作室	2 4 0 円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とする。	
4 開館時間以外及び休館日の使用の場合並びに使用の許可を受けた時間を超えて使用する場合は、規則で定める。	
5 許可使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。	
6 許可使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表により算出した額の 2 倍の額とする。	

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条、第 1 0 条、第 2 0 条関係）

区分	使用料（1月につき）
会議室（大）	6,800円
会議室（中）	5,100円
会議室（小）	2,800円
多目的室	7,000円
工作室	7,000円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用期間が1月に満たないときは日割り計算による。ただし、日割り計算の算出額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	
3 許可使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。	
4 許可使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表により算出した額の2倍の額とする。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年12月4日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第50号

多久市西溪公園寒鶯亭設置条例の一部を改正する条例

多久市西溪公園寒鶯亭設置条例（平成4年多久市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	使用料（1時間につき）
小和室	100円
大広間（東側）	100円
大広間（中央）	100円
大広間（西側）	100円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。	
4 使用者が市外居住者又は市外に所在する団体等の場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。	
5 使用料は、原則として使用の開始までに納付しなければならない。	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年12月4日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

公共施設の使用料適正化に関する方針に基づき、使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第51号

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年多久市条例第3号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 売却面積 25,435平方メートル
- 2 土地の明細 別紙
- 3 売却金額 125,456,841円
- 4 売却の相手方 住所 佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1
氏名 多久小城医療組合
管理者 横尾俊彦

上記の議案を提出する。

令和5年12月4日

多久市長 横尾俊彦

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提案する。

(別紙)

土 地 の 表 示

多久市東多久町大字別府地内

地 番	地 目	地 籍 (㎡)
3 5 6 2 番	田	3, 3 6 0
3 5 6 3 番	田	1, 9 3 2
3 5 6 4 番	田	1, 4 1 5
3 5 6 5 番	田	2, 8 8 1
3 5 6 7 番	田	1, 1 0 6
3 5 6 8 番	田	2, 9 0 2
3 5 6 9 番	田	3, 1 2 3
3 5 7 1 番	田	1, 4 1 1
3 5 7 2 番	田	1, 7 0 3
3 5 7 3 番 3	雑種地	2 7 8
3 5 7 3 番 4	田	2 7 1
3 5 7 4 番 1	田	6 4 4
3 5 7 5 番 1	田	9 0 7
3 5 7 6 番 1	田	1, 2 1 9
3 5 7 7 番 1	田	1, 0 5 6
3 5 7 8 番	田	1, 2 2 7
計	1 6 筆	2 5, 4 3 5

議案甲第 5 2 号

多久市ワーキングサポートセンターの指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

多久市ワーキングサポートセンター

2 指定管理者となる団体の住所及び名称

多久市北多久町大字小侍 5 7 6 9 番地

一般社団法人たく 2 1 代表理事 真崎 俊夫

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 4 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

多久市ワーキングサポートセンターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

議案乙第35号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度多久市一般会計補正予算（第5号）について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和5年12月4日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

令和5年度多久市一般会計補正予算（第5号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度多久市一般会計補正予算（第5号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和5年11月8日

多久市長 横 尾 俊 彦